

国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(諸手当)</p> <p>第6条 年俸制適用職員の諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、<u>教育指導教員手当</u>、高所作業手当、山上等作業手当、衛生管理者手当、産業医手当、作業主任者手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務特別手当、管理職員特別勤務手当、入試手当及び学位論文審査手当とし、別に定めるところにより支給することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(諸手当)</p> <p>第6条 年俸制適用職員の諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、高所作業手当、山上等作業手当、衛生管理者手当、産業医手当、作業主任者手当、<u>特別委員手当</u>、<u>グローバル教育院手当</u>、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務特別手当、管理職員特別勤務手当、入試手当及び学位論文審査手当とし、別に定めるところにより支給することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	

附 則 (平成31年4月1日経規程第28号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。